

令和4年2月24日

スポーツ少年団 各位

宜野湾市教育委員会
教育長 知念 春美
(公印省略)

【注意喚起】コロナ感染対策について

平素より、本市のスポーツ行政についてご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、まん延防止等重点措置が解除となり、2月21日付けで「沖縄県対処方針変更に伴う2月21日以降におけるスポーツ少年団の活動について」を通知したところですが、去った、2月19日、20日の少年団の大会において終了後、大人数で飲食を行なった結果、陽性者および濃厚接触者が複数名発生する事例がございました。

また、対戦相手チームの選手等も、濃厚接触者の疑いがありますので、スポーツ少年団においては、少年団加盟チーム、その保護者等へ改めて感染対策を徹底するよう注意喚起をお願いします。

○活動について

2ページ目の別紙「スポーツ少年団の活動について」を参照ください。

※参考資料

・令和4年2月21日付け事務連絡「沖縄県対処方針変更に伴う「2月21日以降」における部活動およびスポーツ少年団等の活動について（通知）」

・令和4年2月18日付け教保第1791号「沖縄県対処方針変更に伴う2月21日以降の県立学校における部活動について（通知）」

スポーツ少年団の活動について

1 活動について

- (1) 学校長の許可の下、平日90分以内（早朝練習なし）、土日休日2時間以内（準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない）とし、その際は感染症対策を徹底し、昼食をはさむことのないように時間を設定すること。
- (2) 体調不良の児童生徒は、練習や大会参加を控えること。
- (3) 県内外の練習試合や合同練習、遠征（宿泊を伴う）は行わないこと。
- (4) 部活動等前後に、生徒同士の飲食等を控えるよう特に指導を徹底する。（部室、更衣室等含む）
- (5) 送迎時の車内においても十分な感染対策防止を講ずること。
- (6) 学級学年閉鎖等の対応がある際は、その期間は活動に参加しないこと。

2 感染者又は濃厚接触者が出た少年団については、停止を要請する。

スポーツ少年団の活動再開で学校施設を借用する場合については、学校長の許可を得ること。

※ 屋内かつ接触を伴う競技については、より厳格な感染症対策を講ずること。

※ 合同チームによる活動も上記のとおりとする。